

倫理審査委員会審査および付随業務委託に関する契約書

運動・医科学研究倫理審査委員会（以下、「甲」という。）と _____（以下、「乙」という。）とは、両者間で以下の各条のとおり契約を締結する。

第 1 条（委託業務の内容）

乙は甲に対し、甲の定める「運動・医科学研究倫理審査委員会研究倫理審査細則」（以下、「細則」という。）が対象とする研究に関する倫理審査および付随業務委託を委託し、甲はこれを受託する。

第 2 条（審査申請等の手順）

研究課題名： _____ について、乙は細則に従い、甲に対し審査申請等を行うものとする。

第 3 条（審査手数料）

- 乙は、審査に要する所定の審査費用を倫理審査委員会審査依頼受諾書の受領日から 2 週間以内に甲が指定する銀行口座に振り込むものとする。
- 審査および付随業務委託費用は一回あたり以下の金額（税別）とする。ただし、乙が当法人主体の研究を行う者である場合または当委員会が必要と認めた研究の場合は、この限りではない。

	一般 (右記以外)	会員	会員 (当法人として学術発表)	企業委託研究審査費用 (書類作成・内容相談・審査含む)
審査（新規）	50,000 円	30,000 円	要相談	200,000 円～
審査（再審査）	25,000 円	10,000 円	要相談	

※すべて税別表示

第 4 条（秘密保持）

甲および乙は、相手方の書面による同意その他正当な理由がない限り、本契約に基づく業務により知りえたお互いの情報を第三者に開示しないものとする。

第 5 条（契約の終了）

本契約は、乙が提出する研究報告書の甲の受領により終了する。

第 6 条（解約）

- 甲は、乙からの倫理審査依頼にかかる研究が、手順書の対象外の研究または甲による審査が不適当な研究と甲が判断したときは、本契約を解約することができる。
- 甲の求めに対し乙が対応を怠ったまま、6 か月が経過した場合は、甲は本契約を終了することができる。
- 甲及び乙は、やむを得ない事情により本契約の継続を必要としなくなった場合は、あらかじめ 30 日前までに相手方に文書で通知することにより、本契約の全部または一部を解除することができる。
- 本契約が解約された場合には、解約までに成立した契約には影響を及ぼさないものとする。
- 第 2 項により本契約が解約された場合、乙は、甲に対し、支払済みの審査費用の返還を求めることはできないものとする。
- 第 1 項および第 2 項により本契約が解約された場合、乙は甲に対して損害賠償の請求をすることができない。

第 7 条（協議）

本契約に定めのない事項または疑義のある事項については、その都度信義誠実の原則に従い、両者協議の上解決するものとする。

第 8 条（管轄裁判所）

本契約に関する管轄裁判所は、横浜地方裁判所とするものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、両当事者が合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

締結年月日

(甲) 神奈川県横浜市都筑区北山田 6-43-13-301

設置者 NPO 法人スマイルボディネットワーク代表理事 岡橋 優子

(乙)